

第 6540 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月13日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

Q : 新型コロナの影響で、住宅ローン控除の適用要件の弾力化が図られたとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

住宅ローン控除は、新型コロナの影響に対応するため、①需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用、②中古住宅取得から6か月以内の入居を求める要件について適用要件の弾力化が図られています。

【需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用】

①概要

入居が令和2年12月31日までにできなかった場合でも、次の要件を満たすときは、特例の適用を受けることができる。

②要件

- イ. 新型コロナによって入居が遅れたこと
- ロ. 一定の期日までに新築等の契約を結んでいること
- ハ. 令和3年12月31日までに入居していること

【中古住宅取得から6か月以内の入居を求める要件】

①概要

取得後、一定の期日までに増改築等の契約をしている場合は適用を受けることができる。

②要件

- ・ 上記イ.ロ.ハ.と同じ
- ・ 増改築終了後6か月以内に中古住宅に入居していること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】